全Ｌ協保安・業務Ｇ４第１６８号

令和５年１月６日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める

　　　 告示の一部改正について　　　　　　　　　　　 　　（お知らせ）

標記につきましては、令和４年９月２２日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ４第９５号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和４年１２月２８日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

**改正概要**

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」においてバルク貯槽の検査（以下「告示検査」という。）が規定されています。

本改正は、一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から１５年以内かつ製造後経過年数３５年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略することができ、また、気密試験については、運転状態の圧力により試験ができるようになるものです。

【経済産業省ホームページの掲載ＵＲＬ】

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221228-02.html>

【意見募集結果の掲載ＵＲＬ】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122068&Mode=1>

【関係技術基準KHKS 0745　KHKS 0746掲載ＵＲＬ】

<https://www.khk.or.jp/technical_standards/sc_lpg/tabid/501/mid/895/tid/1090/index.php>

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本